

管理項目	内容	回数	時期	担当者	備考
レストハウス管理	定期清掃A	49.15 m ²	2回 6月、8月		玄関ホール、ポーチ、前室1・前室2、硬質床、表面洗浄
	定期清掃B	69.61 m ²	2回 6月、8月		食堂、休憩室、厨房、弾性床、表面洗浄
	定期清掃C	37.34 m ²	6回 5月～10月		便所、トイレ、授乳室、硬質床、表面洗浄
	施設の案内	193 人	189回 4月下旬～11月上旬		来園者窓口対応
	残留塩素測定等(週1回)	27 回	27回 4月下旬～11月上旬		
	窓ガラス拭(足場不要)	15.1 m ²	1回 4月下旬～11月上旬		
	窓ガラス拭(足場必要)	5.8 m ²	1回 4月下旬～11月上旬		
	自動ドア保守・点検	1 式	3回 4月、7月、10月		
	受水槽清掃・水質検査	1 式	1回 4月		
	消防用設備点検	1 式	2回 4月、10月		
門扉等管理	門扉開閉 朝	365 日	365回 通年		12月1日～3月31日は除雪作業との調整必要
	門扉開閉 夜	365 日	365回 通年		12月1日～3月31日は除雪作業との調整必要
	土曜、日曜、祝日管理	37 日	37回 4月下旬～11月上旬		10:00～17:00 3人程度
	花火大会管理	1 日	1回 7月		14:00～18:00 5人程度、18:00～22:00 9人程度
	元旦管理	1 日	1回 1月1日		5:00～8:00 4人程度
除雪管理	駐車場除雪工(新雪)	12,000 hr	15回 12月～3月		タイヤショベル1.4～2.0m ³ 可変ブレード
	駐車場除雪工(路面整正)	12,000 hr	9回 12月～3月		タイヤショベル1.4～2.0m ³ 可変ブレード
	駐車場除雪工(拡幅)	30,600 hr	4回 12月～3月		ロータリー除雪車147kw(業持)ラバハン
	園路除雪工(新雪)	12,000 hr	15回 12月～3月		タイヤショベル1.4～2.0m ³ 可変ブレード
	園路除雪工(路面整正)	12,000 hr	9回 12月～3月		タイヤショベル1.4～2.0m ³ 可変ブレード
	園路除雪工(拡幅)	30,600 hr	4回 12月～3月		ロータリー除雪車147kw(業持)ラバハン
	スノーボール設置・撤去	40 本	2回 4月、11月		L=3.0m 材料購入
	緊急対応	10,100 hr	2回 12月～3月		タイヤショベル1.4～2.0m ³ 助手なし
	人道橋屋根除雪	2 回	2回 12月～3月		
	スノーマット設置・撤去	2 回	2回 4月、11月		ちびっ子広場の水飲み台等危険箇所
	スノーマット点検	12 回	12回 11月～4月		
	雪おろし	1 式	適宜 1月～3月		展望デッキ、四阿
トイレ施設管理	施設点検・清掃	4 棟	適宜 通年		毎日(冬期は1棟開放、週2回)
	屋上清掃	4 棟	1回 10月～11月		落ち場清掃
その他管理	案内業務および公園運営サポート	163 回	163回 通年		電話・来客対応、市民活動団体等のサポート
	防護柵設置・撤去	1 式	2回 4月、11月		
	巡視点検昼	1 回	1回 4月		雪解け水や施設故障等の状況確認
	巡視点検夜	1 回	1回 8月		公園照明灯やトイレ照明灯の状況確認
	照明灯点検	1 式	6回 4月～3月		
森の家管理	日常清掃E(12.69m ²)	0.18 人	21回 通年		玄関ホール、ポーチ・風除室、床・床以外
	日常清掃F(16.20m ²)	0.86 人	21回 通年		多目的WC・WC・手洗い、床・床以外
	日常清掃G(19.20m ²)	0.14 人	21回 通年		事務室、調理スペース、床・床以外
	施設点検	1 式	適宜 通年		外観、倉庫等
	定期清掃	1 式	適宜 通年		市民協議会協働作業
電気工作物管理	年次点検	1 回	1回 5月		
	月次点検(点検頻度:隔月)	6 回	6回 4月～3月		年次点検を実施する月の点検は、その点検で兼ねる。

(2) 仕様書等との差異

1) 維持管理業務特記仕様書との差異

① 森の家の開放日と時間

12月から3月までの森の家の開館日は土日祝のみとなっていますが、冬期の利用促進のため、4月から11月と同じく、平日（金曜日）も開館します。

また、1年を通じて10～16時を開館時間とします。

管理内容	特記仕様書	当コンソーシアム管理計画
森の家 (案内業務) 開放期間	4月から11月まで (土日祝及び平日1日、103日間) 12月から3月まで (土日祝、45日間) 年間計148日間	通年 (金土日祝開放、年末年始を除く) 年間計163日間
開放時間	12月から3月まで 10:00～15:00	通年 10:00～16:00

2) 維持管理基準表との内容・数量の差異

当コンソーシアムの管理運営経験を生かし、安全で快適な環境を提供できるよう管理基準の変更を提案します。維持管理基準表との差異は、次のとおりです。

① 水飲み台の管理

水飲み台の点検等の記載はありませんが、安心して利用できるように毎日目視点検し、必要に応じて蛇口等の清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当コンソーシアム管理計画
日常点検	記載なし	1回/日

② ベンチの管理

ベンチ管理の記載はありませんが、スタッフが巡視時に目視点検する日常点検を実施し、遊具点検に併せて、年2回の有資格者による定期点検を行い、安全対策を図ります。

管理内容	維持管理基準表	当コンソーシアム管理計画
日常点検	記載なし	1回/日
定期点検	記載なし	2回/年

③ 四阿・展望デッキの管理

四阿・展望デッキは平成21年のリフレッシュ工事完了から15年以上が経過し、今後、支柱や床板などの老朽化が懸念されるため、遊具施設・ベンチ施設と同じく年2回（4月、7月）、専門的知識と経験を有する技術者が定期点検を行うことで安全管理に努めます。

また、積雪期は雪の重みによる四阿の損壊を防ぐため、必要に応じて屋根の雪おろしを行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
定期点検	記載なし	2回/年
雪おろし	記載なし	適宜

④ 公衆トイレの管理

公衆トイレの点検・清掃回数は適時となっていますが、利用者が衛生的に利用できるようにグリーンシーズンは毎日行うほか、汚れの度合いに応じて追加の清掃を行います。また、冬期は週2回行います。

また、公衆トイレの屋上は、秋期に点検・清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
清 掃	適時	夏期：毎日、冬期：週2回
屋上清掃	記載なし	屋上ダクトの落ち葉等除去（10月～11月）

⑤ 集水桝・街渠・U型側溝の管理

集水桝・街渠・U型側溝の清掃や泥上げは春期と秋期の2回行います。

また、大雨時や融雪期など、近隣住宅地が冠水するおそれのある時には臨時点検・清掃を適宜行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
集水桝・街渠桝清掃	1回/年	2回/年
U型側溝清掃泥上げ	1回/年	2回/年
臨時点検・清掃	記載なし	適宜

⑥ 照明灯の管理

照明灯は球切れ、グローブの破損、支柱の外観を確認する定期点検を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
定期点検	記載なし	6回/年

⑦ 噴水の管理

噴水巡視点検は年18回となっていますが、運転期間中は毎日実施し、割れたガラスや犬の糞等の確認、フィルターの確認をすることで美観・衛生を保ち、事故を未然に防ぎます。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝｼｰｼｮﾝ管理計画
噴水巡視点検	18回/年	180回/年

⑨ 巡視・清掃

公園内の巡視は、4月下旬から11月上旬は毎日実施するほか、冬期間にも週1回実施します。

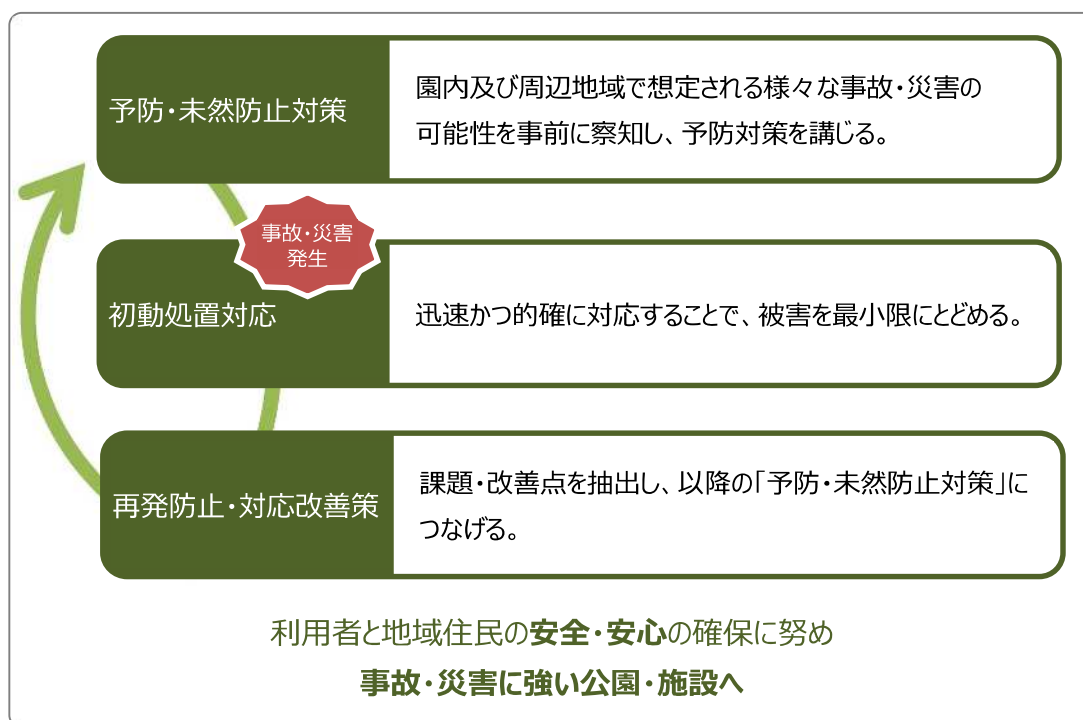
管理内容	維持管理基準表		当ｺﾝﾍﾞｰｼｮﾝ管理計画	
	年回数	実施月	年回数	実施月
巡視・清掃	214 日/年	4月下旬～11月上旬	238 回/年	通年

(3) 防災業務計画

1) 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当コンソーシアムでは、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置対応」、「再発防止・対応改善対策」の3段階に分け、各段階において、次のとおり個別具体の対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。



当公園は災害発生時の広域避難場所、及び指定緊急避難場所(大規模な火事)に指定されており、それをふまえて次に記述する体制・対策・対応を講じます。

防災業務の役割分担

火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフが把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率よく的確に対応します。

災害・事故発生の際の緊急時連絡系統は、「災害時対応フロー」に沿って行動し、「緊急時連絡網」にて迅速な連絡を行い対応します。夜間・休日（休館日）にも迅速に参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、マネージャーが直ちに参集できない事態も想定されることから、当公園の比較的近くに居住する他公園スタッフが参集し、災害等の対応を行う体制を整えます。

旭山記念公園 自衛消防隊の編成と役割分担

指揮 / 自衛消防隊長

マネージャー

- ・関係機関との連絡調整
- ・現場総指揮 等

指揮 / 自衛消防副隊長

サブマネージャー

- ・指揮本部設置
- ・隊長補佐 等

作業の指揮、役割分担

通報・連絡

非常放送

- ・隊長指示により館内放送
- ・避難案内
- ・被害情報提供

※パニック防止に努める

連絡通報

- ・消防(119番)警察(110番)への通報と確認
- ・消防・警察到着後の情報提供

関係先への連絡

現場対応

消火

- ・消火器等による初期消火
- ・延焼の防止

利用者誘導

<火災発生時>

- ・避難経路図に従い利用者の避難誘導

※指示は大声かつ簡潔にしパニックを防止

<災害発生時>

- ・避難所へ誘導案内

※避難漏れのないよう死角等の確認

救護

- ・負傷者の応急救護
- ・救急隊との連絡調整
- ・負傷者の搬送

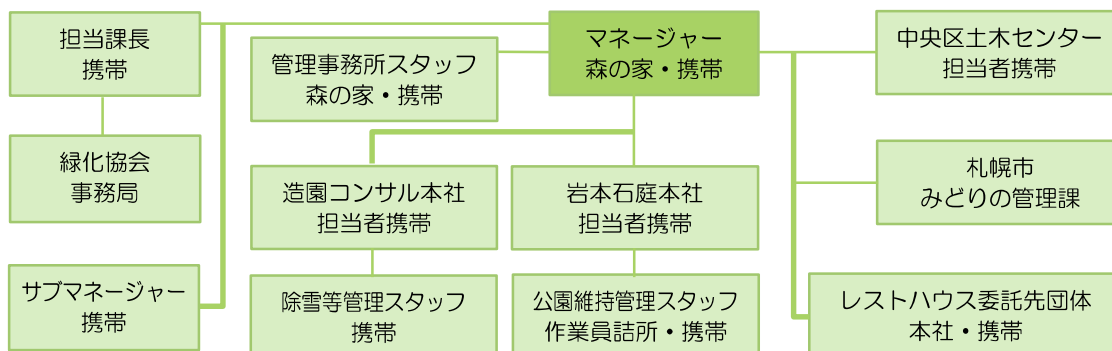
技術

- ・電気機器など各施設の安全措置
- ・緊急車両の動線確保
- ・その他復旧作業

中央消防署 215-2120
西警察署 666-0110
水道局電話受付センター 211-7770
電力供給業者
電気保安業者
ガス会社

中央区土木センター 614-5800
札幌市コールセンター 222-4894
機械警備委託業者
駐車場・門扉委託業者
倒木処理業者
給水等設備業者

旭山記念公園 緊急時連絡網



2) 防災訓練計画の予定

防災訓練計画

① 訓練と教育

- a 当公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションできるよう、「緊急連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急時対応手順書」を備えます。
- b スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3 年ごとに普通救命講習を再受講し、新しい救命方法の取得や知識、技術の維持向上を図ります。
- c 火災、台風及び震災を想定した緊急時対応教育及び消防訓練を、年 1 回行います。

② 常駐スタッフの連携

防災に関する取組は、マネージャーの指揮のもと、森の家スタッフ、維持管理作業スタッフのほか、委託先のレストハウススタッフを含めた常駐スタッフ全員が効率よく連携して対応します。緊急時に適切な対応が取れるよう、上記の訓練・教育のほか、毎朝の全スタッフによるミーティングなどにおいて、随時対応を確認します。

3) 事故等への対応方法

予防・未然防止対策

当公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、周辺登山道や散策路等の利用者の転倒・転落、駐車場内での事故、園内での犯罪行為、火災発生による火傷等、地震災害による転倒・転落、枝等の落下物による被災、ヒグマなどの危険生物による被害のほか、キタキツネやダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 予防・事故に関する情報を国や北海道、また札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等から収集し、当公園で発生が予想される場合に予防方法を公式ホームページ、園内掲示板に掲示し、事故の予防・未然防止に努めます。
- b 台風など、時間の経過につれて災害発生や被災の予測が可能な事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、台風の進路等を把握して、被災を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、公式ホームページのほかレストハウス、森の家、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映します。
- d 当公園はもとより、緑化協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。
- e 大規模な自然災害等が予想される場合には、利用者の安全確保を最優先して、開館時間の変更や臨時休館について札幌市と協議・検討します。
- f 夏期の熱中症予防対策として、環境省の熱中症予防情報の配信等により暑さ指数

(WBGT 値)や熱中症警戒アラートを確認し、危険が予想される日には来館者やスタッフに注意喚起します。また、夏期に野外で実施する実習等（主催及び依頼を受けて実施するもの）において、熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会作成）で「運動は原則中止」とされている WBGT 値 31 以上の予測が札幌で発表された場合には、参加者・スタッフの安全に配慮して原則中止又は延期とします。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検においては、レストハウス、森の家などの建物や噴水施設、遊具広場等の設置工作物の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- c 台風による強風や大雨、地震発生時、また降雪等による被災を最小限に抑えるため、公園及び施設の状態把握に努め、巡視時に危険箇所の発見に努めます。
- d 公園内で不審物を発見した場合には、札幌市や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し、対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 札幌市、近隣病院、管轄の警察署・消防署、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者のほか、緑化協会他公園スタッフ及び岩本石庭、造園コンサル本社スタッフに対し、迅速な連絡・支援要請を行うための「緊急時連絡系統及び対応フロー」（P23）の内容をスタッフに周知・共有します。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急時連絡網」や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AED をレストハウスに配置（冬期は森の家に移動）するとともに、森の家、レストハウスに消火器・救護備品等を配備しています。園内にはこれらの備品の設置場所や緊急連絡先を掲示し、必要時にスタッフや利用者が迅速に処置・対応できるようにします。
- b 台風、震災などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保し、定期的に確認して補充・更新します。
防災かまど、ラジオ、LED 懐中電灯、拡声器、セーフティコーン、ロープ等
- c 現在設置している災害時支援型自動販売機の継続を、飲料メーカー・ベンダーに働きかけます。

初動処置・対応

① 救護・処置

- a 負傷者・病人が発生した場合には、その救護を第一に考え、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて救急指定病院や消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。

- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を緑化協会事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と緑化協会及び岩本石庭、造園コンサル本社への応援要請を迅速に行います。
- c 感染症の流行、又は流行が予想される際には、公園利用について札幌市の指示に従い対応します。また、感染拡大予防対策として、手指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒、ソーシャルディスタンス確保等の周知に努めます。またスタッフ用の防護用マスク・ゴム手袋を用意します。
- d 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、公式ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者へ警報発令の情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 事前の察知が可能な台風接近時においては、インターネット等で最新の情報を収集し、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止などの措置を講じます。
- b 建物で火災が発生した場合、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。
- c ヒグマ等の出没情報があった場合は、札幌市と連絡を密にし、岩本石庭、造園コンサル本社に支援要請を行い、公園の閉鎖・公園利用者の避難誘導を迅速に行います。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風雨・降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合には、直ちに撤去・応急処置のほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合においては、札幌市と協議し、対策を講じます。

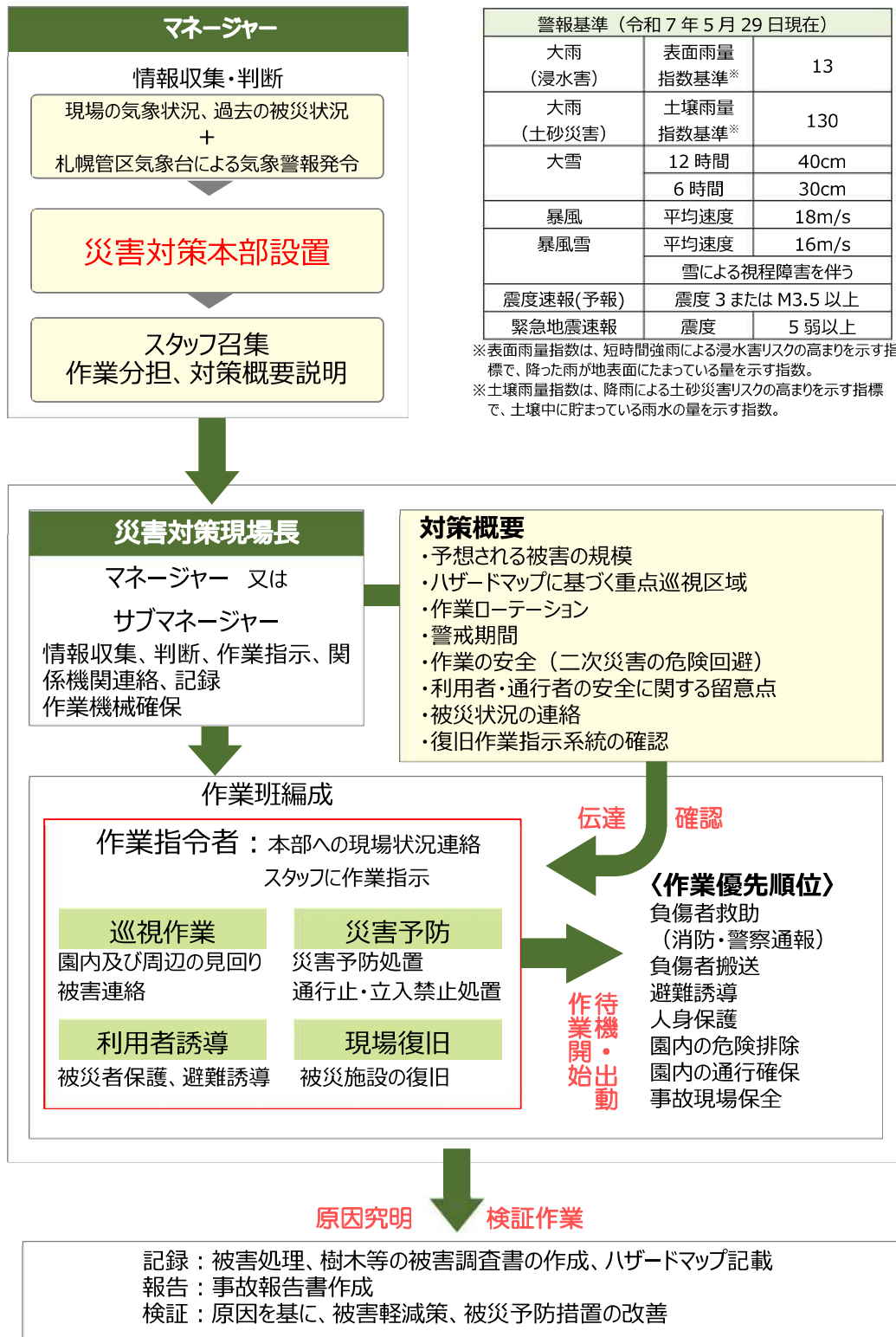
④ 被害拡大・二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応に当たります。
- b 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じるほか、早期の利用回復に努めます。

⑤ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ確実、誠実に対応します。

災害時対応フロー



① 原因究明・検証

- a 事故発生後には、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。
- b 緑化協会の「事故・苦情等共有システム」によって即時に緑化協会事務局と情報共有し、札幌市にもシステムで出力した「事故報告書」により迅速に被災状況を報告します。
- c 札幌市への事故報告や被災状況報告を迅速に行います。また、緑化協会では情報共有と処置・結果の検証に使用している「事故報告書」を当公園でも使用し、公園の全スタッフのほか、緑化協会事務局及び岩本石庭、造園コンサル本社へ情報を通知し、共有します。他の管理公園・施設等での同様事故発生の抑制に努めるとともに、以降の災害発生時における被災軽減策・被災予防措置の改善に努めます。

② 履歴の蓄積

- a 施設・設備等において事故が発生した際には、破損箇所・修繕箇所などをデータベース化し履歴を整え、再発防止・未然防止策及び効率的な管理・運営のために生かします。
- b 自然災害等による被災状況・被災箇所なども同様にデータベース化し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

4) 消防法への対応内容

① 消防用設備点検の実施

レストハウスや森の家など、園内施設に設置されている消火器、火災報知器について、専門業者に委託して年2回の点検を行います。

② 消防訓練の実施

当公園で働く全スタッフを対象に、年1回の消防訓練を実施します。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

1) 取組の基本的考え方

当公園は、市内を一望できる眺めの良さが大きな魅力のひとつであり、ユニバーサルデザインの園路により、誰もがその眺望を楽しむことができます。また、藻岩山登山道や札幌市旭山都市環境林にも隣接しており、市街地からほど近いにも関わらず、クマゲラやシマエナガなどの野鳥が訪れる豊かな森が広がっています。自然観察はもちろんのこと、市民による森づくりや環境教育の場、子どもの遊び場としても活用されており、当コンソーシアムは、森の家を拠点として、これらの利用促進に取り組んできました。

都市公園の利用促進のためには、「新たな公園利用者の誘致」と「利用頻度の向上」が必要と考えます。また、「滞在時間の延長（居心地の良さ）」も公園の利用度合いを高めることから、利用促進の一環と考えられます。当コンソーシアムではこれまで、これらの実現のために、「広報」「展示」「市民協働・地域との連携」「イベントの開催」の4つの利用促進方策を次のように位置づけて取組を進めてきました。今後もこの取組を発展・推進させていきます。

2) 具体的な取組の実施計画

広報

① ホームページ運営 ～旭山記念公園公式ホームページ

指定管理業務の開始に合わせて開設した当公園の公式ホームページでは、公園の基本情報のほか、利用を促すタイムリーな情報の提供に努めてきました。その結果、令和6年度は49万件を越すアクセスがあり、現指定管理期間初年度の令和3年度実績から約86%増加しており、当公園の情報を得る手段として広く活用されています。

今後も、野鳥や山野草等のタイムリーな情報提供に努め、藻岩原始林に隣接した当公園の魅力をPRします。また、森の家を拠点として展開される様々なイベントの告知や報告のほか、市民団体や公園ボランティアの活動報告など、当公園の魅力や利活用の状況を発信して、利用促進に努めます。

また、札幌市の「広報に関する色のガイドライン」および指定管理者が定める「ウェブアクセシビリティの方針」に則り、色覚の違いに関わらず誰にでも見やすい配色と、文字と背景のコントラストを意識したデザインをするとともに、画像に代替テキストの記載や、機種依存文字や半角カナを使わないなど、音声読み上げソフトを使用する方に配慮した表記を行います。

② 各種媒体への情報発信

札幌市内のテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等にプレスリリースを継続的に積極的に発信したことで、各種メディアや、ドラマ、CM、プロモーションビデオのロケーション場所としての活用が増加しており、今後もプレスリリース等による積極的なアプローチと丁寧な取材対応を行うことで、多くのメディアに取り上げられるように努めます。

③ 印刷物の活用

当公園の季節の見どころやイベント情報、自然情報、レストハウス売店情報を、美しい写真と共に、専門的なコラムなどでまとめた広報紙「アカゲラ通信」を緑化協会スタッフが作成して発行しています。利用者の再訪につながるよう、ニーズに合ったきめ細かい情報を掲載し、バックナンバーを含めて公式ホームページに掲載することで、四季を通じた自然情報が確認できるようにしており、今後も発行を継続します。

また、月 2〜3 回程度、タイムリーな花・野鳥・昆虫情報をまとめた「旭山自然観察帳」を掲示・配布するほか、当公園における珍しい生き物や事象などをピックアップした情報（アオヤンマ、保護フクロウなど）を掲示するなど、ニーズに沿った情報をこまめに発信します。

展示

① レストハウスにおける展示

レストハウスは、公園利用者が最も多く訪れる施設のひとつであり、初めて当公園を訪れた方が、最初に情報を入手する場所です。現在、レストハウス壁面には、タイムリーな花・野鳥などの自然情報や大型の園内図などを貼り出しているほか、当公園で撮影した野鳥や動物全般をテーマにした写真を一般に公募し展示する「旭山記念公園フォトコンテスト」を、レストハウス運営を委託する障がい者支援団体と協働で開催することで、利用者の満足度向上及び PR に努めます。写真展を定期的で開催することで、利用者の満足度向上及び PR に努めます。

② 森の家における展示

森の家は市民活動の拠点であるとともに、公園を訪れる人々の交流の場・自然情報の発信の場でもあります。森の家の機能を高めるために、新鮮な情報への更新や、市民協働事業の紹介、イベント参加案内の掲示などを行い、質の高い情報提供に努めます。

・リアルタイムな自然情報の発信

藻岩山への登山のスタートや自然観察の前に森の家に立ち寄ることで、歩く楽しみが増えるように、その時期に見られる野鳥や草花の情報を写真と共に展示します。また園内各所に特徴ある独自の名称を付し、野鳥出没や植物開花の場所をより正確に伝え、自然散策のニーズに応えるように努めます。

・市民協議会の紹介展示

市民協議会の構成団体である「旭山公園キッズ」「札幌太陽中央子ども劇場」「札幌まるやま自然学校」「旭山自然調査隊」は、森の家を拠点として様々な活動を展開しています。利用者に活動を知っていただくために、これらの団体の紹介や活動報告を展示します。

・野鳥や生きものに関する図書の充実

最新の生きもの図鑑、人気の野鳥の写真集、子ども向けの観察ガイドなど、図書コーナーの蔵書を充実させることで、利用者が森の家へ立ち寄る機会を増やします。

③ 薪ストーブの活用と薪割り体験

館内に設置された薪ストーブの燃料には、園内の伐採木を活用し、環境への負荷を軽減します。またイベントで薪割り体験を実施し、自然エネルギーへの関心を高めます。

市民協働・地域との連携

① 市民参加の公園運営

・市民協議会との連携

当公園では、市民参加による再整備を行った経緯から、森の家の管理を担う市民協議会が設立され、構成団体と公園の利活用を考えながら、様々な活動に取り組んできました。このことは、札幌市においても先駆的な事例であり、市民の主体的な関わりによる公園運営は、当公園の特色となっています。平成 25 年度からは当コンソーシアムと市民協議会が連携して、イベント・植生管理・森の家の展示等を実施してきました。今後も持続的な活動ができるようにサポートし、様々な面で連携します。

・共催（協力）イベントの実施

市民協議会が従来から実施している「旭山森のフェスティバル」、「旭山冬のフェスティバル」については、今後も連携しながら継続して実施します。当公園をフィールドとする団体同士の交流の場として、また市民が森に親しむ場として、多くの人を楽しんでいただけるように努めます。

・公園の維持管理

現在の指定管理期間において、薪ストーブに利用するための薪割りや、芝地や園路に侵入するつる性植物のクズの処理など、公園利用者をおもてなしするための活動を市民協議会と協働で実施しています。この活動は市民協議会が当公園への愛着を深める活動であるとともに、公園利用者が快適に公園を利用いただけるような活動にもつながっています。したがって、今後も継続して活動を支援するとともに、公園維持管理の取組を協働で推進します。

・市民協議会の活動促進

市民協議会は、長年当公園で様々な活動をしていますが、近年は会員数が減少し、活発な活動が次第に困難となりつつあります。このことから、当公園における市民協働の活性化の一環として、当コンソーシアムが受付窓口となって、人員の募集や活動のPR、リーフレットの販売に協力するなど、市民協議会をサポートします。

・市民協議会総会への参加

市民協議会では、様々なイベント活動や利用促進の取組など、各構成団体で意見を出し合う総会を年に 1 回実施しています。当コンソーシアムも総会に参加し、市民協議会との連絡体制を密接にすることで、活動における問題点や新たな取組についてのバックアップ体制を整えます。

・「蝶が舞う森作り」の推進

当コンソーシアムでは市民協議会の構成団体である「旭山自然調査隊」の主催事業「森のたんけん隊」を開催しており、蝶の回廊作り、巨木の谷での里山づくりといった活動を行い、外来生物であるニセアカシアの駆除や、蝶が好む樹木の育苗といった環境づくりを進めています。今後も連携して環境教育プログラムを実施することで、当公園の魅力向上に努めます。

② 近隣教育機関との連携

当公園では平成 29 年から近隣の緑丘小学校と連携し、4 年生の総合学習授業「旭山ウォーカー」の実施に協力しています。今後も近隣小中学校の総合学習や職業体験を積極的に受け入れ、利用促進を図ります。

イベントの開催

[市民協議会及び構成団体との共催事業]

① 旭山森のフェスティバル（秋に開催）

平成 16 年度から、市民協議会が中心となり実施している「旭山森のフェスティバル」を協働で開催します。バーニングペンを使ったクラフト体験、樹木観察会、薪割り体験等、森や緑に親しむ様々な企画を実施します。

② 旭山冬のフェスティバル（冬に開催）

市民協議会が毎年実施している「旭山冬のフェスティバル」を協働で開催します。雪遊びやイグルーづくり、スノーシューハイクなど冬の公園ならではの遊びから、森の家で行うクラフト体験まで、1 日いっぱい楽しめる企画を実施します。

[森に親しむ活動]

③ 野鳥観察会（年間を通して開催）

早朝の時間帯に野鳥観察会を開催します。南にある山々と市街地の境界にあたる当公園は多様な野鳥が訪れバードウォッチングに最適な自然環境で、特定の時期に観察できる野鳥や、日常的に耳にする鳥のさえずりをテーマに、公園スタッフが解説を交えて案内します。

④ 自然観察会（夏季に開催）

公園スタッフが自然の見どころを紹介する自然観察会を実施します。当公園の自然の魅力を紹介し、自然観察の楽しさを伝えます。

⑤ スノーシュー自然観察会（積雪期に開催）

スノーシューを履いて、公園の周辺を散策するスノーシューハイキングを実施します。野鳥や冬芽など、冬ならではの自然を観察しながら歩き、冬の運動不足を解消します。

⑥ 観光・旅行者向けの野鳥ガイド（随時開催）

北海道に訪れる観光客をターゲットにした野鳥ガイドを実施します。1 グループ単位の小人数制でガイドを行うことで、より満足度の高いバードウォッチングを体験していただきます。道外からの利用者の誘致、北海道の豊かな自然の魅力発信に貢献します。

〔森の家を活用したイベント〕

⑦ ネイチャーカフェ

森の家でコーヒーなどを飲みながら、自然に関する話が聴けるネイチャーカフェを実施します。近年人気のシマエナガ等の野鳥やシナントロープ（人工物など、人間の生活環境に依存して生きる野生生物の総称）といった自然環境等をテーマにした講習会を行うことで、自然への関心を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

⑧ 木エクラフト体験会

公園の伐採木やつる植物の剪定枝、木の実などを使ったクラフト体験会を実施します。自然の素材を活用することにより、市民が自然を身近に感じることができ、植物リサイクルにもつながります。

〔公園利用マナーの啓発〕

愛犬といっしょの公園散歩講座

当公園は、犬の散歩で利用される方も多く、一部の方のマナーがなかなか改善されない状況があります。そこで、指定管理期間中に 1 回程度、公園での散歩マナーを身につけていただくための散歩講座を実施します。

その他の利用促進の取組

① 自然観察グッズ等の無料貸出

現在、希望者に貸し出している双眼鏡と虫眼鏡、及びスノーシュー（冬期）の無料貸出について、今後も積極的に周知し、活用していただくよう努めます。

② 車いすの無料貸出

毎年、4月下旬から11月上旬までレストハウスにおいて、車いす5台を無料で貸し出しており、今後も継続して行います。

利用促進の指標と目標

上記の利用促進の取組のうち、次の指標については数値目標を設定し、達成に向けて取り組みます。

区 分	指 標	令和 6 年度実績	目 標(令和 6 年度比)
広 報	公式ホームページ更新	490,756 アクセス	5 年間でアクセス数を 10 %増
市民協働・地域連携	近隣教育機関との連携	1 件	5 年間の各年度 1 件以上
イベントの開催 (展示会を除く)	参加者数	1,008 人	5 年間の参加者数を 5%増

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑩ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑪ 公園敷地内への雪の運び込み

1) 取組の基本的な方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

これらを抑制するためには、公園利用者や近隣住民のモラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、そのためには、口頭注意や看板等の掲示物により注意を促すことも必要です。さらに、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当コンソーシアムは当公園の景観・美観の維持に努め、利用者にその意図を理解していただけるよう、態度・行動・状態などの目に見える形で示し、その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策に努めます。

さらに、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携・協働によって不法行為・迷惑行為対策を講じることにより、当公園への愛着心の醸成を図ります。

2) 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する活動としては、不法行為や迷惑行為が発生しないように対処する取組と、これらの行為が発生した際の対処方法に分けて取り組みます。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公共空間利用の意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、市民協議会等と連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持のための巡視と相互交流

公園内の巡視・清掃・維持管理作業等の際には、ベンチ等の施設や句碑・記念碑等の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラルの低下を誘引する要素があれば迅速に排除します。

また、巡回や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、相互交流のある開かれた公園管理に努め、利用者等と協働で公園を見守る「人の目」を確保します。

マナー啓発に関する取組

日常の巡視により禁止行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

そのほか、個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様、当公園でも犬をノーリードで放す状況が見られ、隣接する旭山都市環境林ではノーリードの犬による利用者の咬傷する事件が発生するなど問題となっています。看板、公式ホームページ等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」や、早朝など特定の時間帯に直接の指導などを実施しています。今後も根気強く対応を継続するほか、関係機関等への相談や、愛犬自身のケガや事故につながる恐れがあることを飼い主にご理解いただくなど、新たな対策についても検討・実施に努めます。

このほか、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりのため、指定管理期間中に当公園で1回、愛玩動物飼育管理士の協力を得て「愛犬といっしょの公園散歩講座」(P.88)を開催します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡回や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたゴミを即座に処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。ごみの匂いがヒグマの誘因につながることからゴミの持ち帰りを促す看板等を設置し、マナー遵守について啓発します。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気（バーベキュー、花火等）の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、園内の火気使用が禁止であることを理解していただきます。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持去りや花の折り取りといった行為が認められた際には、こうした行為を止めるよう、ホームページ等で呼びかけるほか、園内に看板を設置し、注意喚起を行います。また、行為者を発見した場合は、公園内で植物採取はできないことを説明し、理解していただきます。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、警察に被害届を提出するとともに、札幌市に報告します。

⑥ 野生動物への餌付けへの対応

当公園で餌付け行為が確認された際には、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観の問題などについて説明し、行為をやめていただくようお願いするとともに、注意看板を設置します。

また、カラスが食べ物を狙う状況が見られる際には、声掛けや看板で注意を促します。このほか、園内で目撃されるキタキツネに対しては、感染症の危険性という面からも餌付けをしないよう注意を促します。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

他公園でよく見られる、カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物、外来生物を園内に放置・遺棄する行為について、園内に看板を設置し、注意喚起を行っているほか、当公園で発見した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに行為をやめるようお願いします。また、趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会するとともに、札幌市に報告します。

⑨ 自転車の乗り入れへの対応

自転車を乗り入れる行為について、坂が多い当公園では自転車を駐輪所（第1駐車場横）に駐めて、徒歩等で楽しんでいただくよう案内し、駐車場からの乗り入れは禁止していることを園内看板への掲示とホームページへの掲載で周知します。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な走行が確認された際には、口頭で注意指導します。また、危険な箇所には注意看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接の注意、指導や看板等での啓発を行います。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画の基本的な方針

私たちは、緑化協会が運営方針とする公益性「5つのK（公平・公開・効率・協働・環境）」をベースとして、公の施設を管理するスタッフが「全体の奉仕者」であることの自覚と使命感を持つとともに、一人ひとりの知識と技術を高め、次の観点を基本方針として利用者サービスの向上を図ります。

① 利用者の平等・公平性の確保

- a 公園の管理に当たっては、平等で公平な利用を尊重するとともに、誰もが等しく受益できるユニバーサルサービスを推進します。
- b 誰でも利用できる偏りのない広範囲な情報を発信します。

② 安全・安心な利用の確保

- a 施設を適切に維持管理し、利用者の安全と安心を確保します。
- b 安全・安心な利用のため、巡視や案内等、適切な運営を行います。
- c 危険箇所の早期発見に努め、利用規制、立入規制等、適切に対応します。
- d 防犯と防災対策を確実にを行います。また、地域と連携して取り組みます。

③ コンプライアンス

公園の管理運営に必要な関係法令を遵守し、公正な管理運営を行います。

④ 住民福祉・お客様満足度の向上

- a お客様からの意見等を各イベント開催時の管理運営に反映させ、満足度を向上させます。
- b 旭山記念公園運営協議会の内容等の情報公開を積極的に行い、説明責任をはたします。
- c 市民参加・協働を推進し、市民協議会をはじめとする地域との「森のフェスティバル」等のイベントの共催による連携を強め、地域活性化に貢献します。

⑤ 快適性の確保

- a 花と緑を適正に管理し、美しい景観を形成します。
- b 定期的な施設の保守点検、効果的な清掃等により快適な利用をサポートします。

⑥ 人材育成とホスピタリティの向上

接遇研修等によりスタッフの資質向上に努め、サービス向上につなげます。

⑦ 設置目的、地域特性・利用特性等の最大限の発揮

- a 公園の設置目的、札幌市との協定に沿った管理運営を実践します。
- b 地域の要望や住民サービスの向上の視点から管理運営します。
- c 貴重な公共の財産として、将来も見通した管理運営を行います。

(2) 自主事業への取組

高級住宅地に隣接する当公園の周辺は、立地的には藻岩山・円山に挟まれた丘陵地であり、あか抜けた特徴ある店舗や飲食店、学校、高齢者施設、病院等の様々な要素が集まっています。また、当公園は、素晴らしい眺望などの観光資源のほか、豊かな自然環境がもたらす資源は、市民の憩いの場、環境教育の場として利用されてきました。

これらの公園周辺の特性や、公園が有する資源を有効に活用し、また、地域の関連団体や企業、教育機関との協力・連携により、様々な利用者サービスとしての自主事業を企画・実施します。

「4 事業の計画」に記載のとおり、新たな公園利用者の誘致、利用頻度の向上、滞在時間の延長を目標とし、中心市街地から近い立地であることを生かして、当公園が「街」「人」「自然」をつなぐ場として機能する取組を実施します。公園利用者の幅広いニーズに応える、森の家とレストハウスの運営をはじめ、集客や季節性を重視したイベントを開催して公園利用のきっかけを提供し、当公園への再訪性を高めることをねらった定期事業を実施することにより、利用者サービスの向上を図ります。

1) 取組の基本的な考え方

自主事業は、公園の設置目的と効用を最大限に高め、公園の特徴を生かすべく、次の観点を基本的な考え方として計画立案、実施します。これをベースに、幼児から高齢者、親子など幅広い層を対象に、お客様の目的やニーズに応じて、たくさんの方々に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

また、自主事業は、仕様書に記載された業務に影響のないように計画するとともに、札幌市に申請書を提出し、承認を得た上で実施します。

なお、緑化協会が担当して行う自主事業のうち、税法上の収益事業における利益は、公益事業である公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等の管理運営の経費に充当します。

① 公平・平等

自主事業は、公式ホームページ、チラシなどで広く周知・募集し、市民の事業参加への機会均等を確保します。

② 安全体制の確保

行催事の開催時は、会場や使用備品等の点検をはじめ、事故防止を徹底します。また、事業ごとに必要な人員を配置して、適正な利用指導を行います。

③ コンプライアンス

自主事業は、諸法令を確認・遵守して計画立案します。

④ リーズナブルな価格設定

自主事業における講習等の受講料やイベント参加料は、どなたでも気軽に参加・継続できるよう低価格に設定します。

⑤ ニーズに対応した事業

公園や事業に対する要望などは、お客様から直接の聞き取りやアンケートを行うほか、アンケートボックス、電子メールなどにより的確に把握し、管理運営と事業に反映させます。

⑥ クオリティの確保

自主事業のカリキュラムや内容は、これまでの当公園管理の経験と多くの公園を管理しているスケールメリットを生かして作成します。また講師は、事業内容により経験と知識の豊かな当コンソーシアムスタッフがあたり、特殊な能力や知識を必要とするものについては外部講師を招聘するなどして、高いクオリティを確保します。

⑦ 地域やボランティア等との連携

自主事業として実施する比較的大きなイベントについては、市民協議会をはじめ、地域の方や公園ボランティアとの協働・連携をベースに進めます。また、このことにより団体、公園ボランティアの活動の活性化に努めます。

⑧ 事故発生時の対応

自主事業の実施に際して、施設賠償責任保険や、レクリエーション保険等に参加し、万全の措置を講じます。万一、参加者がケガをするなどの事故が発生した場合には、迅速かつ誠意を持って対応します。

2) 取組の具体的内容

① 各種体験イベント（公益事業）

自然観察会、野鳥観察会、スノーシュー自然観察会、クラフト体験会、愛犬と一緒にの公園散歩講座等の各種体験イベントを開催し、実施時にはレクリエーション保険、資料代相当額として参加費を徴収し、安心、有意義なイベント運営を行います。各イベントの概要については、本計画書「イベントの開催」(P.87) に記載しています。

② 森の家 オリジナル商品、登山グッズなどの販売（収益事業）

利用者サービスのひとつとして、森の家で野鳥や昆虫などの写真を使用したポストカードや、野鳥・植物を特集したリーフレット、木工製品などのオリジナル商品を販売します。またクマ鈴や虫よけスプレーなど、園内の自然散策および藻岩山登山利用者に供する商品を販売することで、登山の拠点としての利用促進を図ります。

③ カプセルトイの設置・販売（収益事業）

当公園の豊かな自然環境に親んでいただけるよう、レストハウス及び森の家で、当公園の野鳥、昆虫など、生き物の写真を使用した缶バッジなどのオリジナル商品や、人気のシマエナガ商品等をカプセルトイで販売します。

④ 自動販売機の設置（収益事業）

公園利用者の利便に配慮して、清涼飲料水の自動販売機（省エネルギー・防犯対応型）を設置します。園内の利用状況を勘案し、またレストハウスがクローズとなる夜間にも夜

景観覧者等にご利用いただけるよう、レストハウス横、展望デッキ、第2駐車場などに配置します。

⑤ レストハウスの営業（収益事業）

公園利用者の利便性を図るため、レストハウスにて委託方式により利用者に飲食物等を提供します。

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（1）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

当公園ホームページの管理運営は緑化協会が担当します。当公園では、現在公開しているサイトを継続して使用した上で、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 既に達成済みの適合レベル AA 準拠の維持・向上に向けた取組スケジュール

当公園のホームページについては、令和3年度に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

今後の維持・向上に向けた取組スケジュールは、毎年4月に対象職員へのアクセシビリティ講習を行い、「NPO 法人手と手」や「NPO 法人プリズムさっぽろ」等の福祉団体にメールにてお伺い、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

新規ページの作成時やページの修正時には、緑化協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

既に試験実施済みですが、JIS 規格の変更やホームページのリニューアルがあった場合は、速やかに JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

アクセシビリティ維持・向上の取組については、上記①に示した対象職員へのアクセシビリティ講習、関係団体からの意見聴取のほか、一般の利用者からも電子メール等で意見をいただけるよう、ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法として、担当者を置いて情報を集中し、専門業者と連携を取り解決します。また、情報の集中を図り、他ドメインでの問題を未然に防ぎ、同じ問題が起きないように対応します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園をはじめ、緑化協会が管理運営する札幌市指定管理施設のすべてのホームページ、及び緑化協会のホームページにおいて、既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

7 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当コンソーシアムの代表団体である緑化協会では、物品の購入、また外部への委託等については、次に示す理由により、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- ・ 地域経済の発展に寄与するため
- ・ 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため
- ・ 地域の高度な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため
- ・ 商品等の輸送時に排出される CO₂ の抑制に貢献するため

当公園の管理においては今後も引き続き、上記理由に基づき、当コンソーシアム全体で次の事項を優先して適切な市内企業を選定し、活用していきます。

2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- ・ 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業、福祉施設・団体等が生産する物品等
- ・ 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- ・ 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等

(2) 活用に向けた具体的な取組

当コンソーシアムでは、当公園において上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次の事項に取り組みます。

- ① 当コンソーシアムの構成団体間、及びそれぞれが管理する公園・施設間の情報を共有して、事業者のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて企業を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討して、管理経費の節減と適切な業務遂行に努めます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の積極的な情報収集に努め、よりよい活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会の増加や、地域の商店などとの連携に努めます。
- ⑤ 「札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品・販売商品等の調達や業務の委託などの継続・拡大に努めます。

令和8年度資金計画表
旭山記念公園

単位:千円

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
支出	指定管理業務	3,000	3,500	3,900	3,750	3,750	3,250	3,400	3,000	3,000	1,000	1,000	1,151	33,701
	自主事業費	100	150	150	150	150	150	150	100	100	30	30	39	1,299
														0
	合 計	3,100	3,650	4,050	3,900	3,900	3,400	3,550	3,100	3,100	1,030	1,030	1,190	35,000
収入	指定管理費	9,300			9,300			9,300			3,100			31,000
	利用料金収入													0
	自主事業収入	500	500	500	700	700	500	250	100	100	50	50	50	4,000
	合 計	9,800	500	500	10,000	700	500	9,550	100	100	3,150	50	50	35,000
収 支 差 額		6,700	-3,150	-3,550	6,100	-3,200	-2,900	6,000	-3,000	-3,000	2,120	-980	-1,140	0
収支差額累計		6,700	3,550	0	6,100	2,900	0	6,000	3,000	0	2,120	1,140	0	

管理に係る収支計画書(様式4-2 令和8年度)

【旭山記念公園】

法人・団体名

旭山記念公園コンソーシアム

	科目	指定管理業務			自主事業					計
		管理費	事業費	小計	自主(公益)	管理費	収益事業	管理費	小計	
収入	指定管理費	31,000								31,000
	利用料金収入	0								0
	その他収入	0			600		3,400		4,000	4,000
	収入計	31,000			600		3,400		4,000	35,000
支出	人件費(職員費)	626	11,402	12,028	0	0	0	70	70	12,098
	人件費(臨時)	0	4,335	4,335	0	0	0	0	0	4,331
	商品仕入費	0	0	0	0	0	240	0	240	240
	旅費交通費	1	20	21	0	0	0	0	0	21
	通信運搬費	5	275	280	0	0	0	1	1	281
	什器備品費	2	250	252	0	0	45	1	46	298
	消耗品費	7	915	922	70	0	50	1	121	1,043
	備品購入費	7	100	107	0	0	100	0	100	207
	修繕費	1	400	401	0	0	0	0	0	401
	原材料費	0	279	279	0	0	0	0	0	279
	印刷製本費	1	20	21	0	0	0	0	0	21
	被服費	0	50	50	0	0	0	0	0	50
	燃料費	1	460	461	0	0	0	0	0	461
	光熱水費	9	3,600	3,609	0	0	0	2	2	3,611
	賃借料	55	1,102	1,157	0	0	0	8	8	1,165
	保険料	1	70	71	22	0	0	0	22	93
	諸謝金	21	0	21	30	0	0	3	33	54
	報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	租税公課	4	5	9	0	0	0	1	1	10
	預かり消費税	0	1,340	1,340	38	0	204	0	242	1,582
	支払負担金	10	5	15	0	0	0	2	2	17
	支払助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費	26	7,728	7,754	0	0	0	4	4	7,758
	ソフトウェア使用料	12	150	162	0	0	0	2	2	164
	広告宣伝費	6	0	6	0	0	0	1	1	7
	手数料支出	26	0	26	0	0	0	4	4	30
	交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	報償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	講習・研修費	0	20	20	0	0	0	0	0	20
	雑費	3	10	13	0	0	0	1	1	14
	その他(本社経費)	0	341	341	0	0	0	0	0	341
支出計	824	32,877	33,701	160	0	639	101	900	34,601	
利益等	収支			-2,701	440		2,660		3,100	399
	利益還元								0	0
	法人税等									399
	当期純利益									0